

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき行政委員会事務局(任用調査課)を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年10月4日から令和6年3月6日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

行政委員会事務局(任用調査課)

(2) 対象年度

令和4年度及び令和5年度

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られ

		ているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき適正に執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、支出負担行為変更書、変更理由書、請書、請求書、支出命令書等

イ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、請書、請求書、支出命令書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和5年度財務監査、行政監査及び工事監査(第3期：消防局・行政委員会事務局(任用調査課))実施計画に基づき監査した限りにおいて、行政委員会事務局(任用調査課)における委託料の支出に関する事務並びに使用料及び賃借料の支出に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。